

今こそ資産ベースの福祉政策を

第一生命経済研究所 顧問
丸尾 直美

資産ベースの福祉政策と資産ベースの経済政策がともに社会的関心の的になりつつある。発信源はイギリス労働党政権シンクタンクのIPPR(政府・民間関係研究所)であり、イギリスのブレア政権である。

福祉政策第三の道

イギリスの子供信託基金と貯蓄gatewayの設立をはじめ、アメリカのIDA(個人開発勘定)、スウェーデンの年金の個人勘定化などの導入で資産ベースの福祉政策への社会的関心は国際的に高くなってきている。ブレア政権のいう第三の道の特徴的政策としては、welfare to work、ステークホルダー社会、パートナーシップがある。資産ベースの福祉政策も福祉政策の第三の道として注目されるようになる。資産ベースの福祉政策と同時に資産ベースの経済政策も、まだそういう名称では呼ばれてはいないが、既に欧米諸国で導入されている。

勤労者資産重視の考えに関しては第二次大戦後、イギリスにおける保守党政

治家の一連の政策構想がある。また経済学者ではノーベル経済学賞受賞者のJ・E・ミードのアガサトピア構想もある。アメリカではレーガン政権下のロング上院議員とKelso 夫妻の熱心な持ち株運動など勤労者の資産所有を促す提言がある。またドイツではW・レプケなど個人の資産所有を重視する伝統があり、第二次大戦後、勤労者財産形成法に基づいて勤労者の株式所有を含む財産所有を助成してきた。EUも2回にわたるPEPPER報告で勤労者の金融・資産参加(financial participation)を推奨した。

日本は主としてドイツに影響されて勤労者財産形成促進法をつくったが、勤労者株式所有の支援ではなかった。日本では資産ベースの福祉政策がイデオロギーとして大きな影響を持ったことはない。欧米では保守系の良心的市場論者は勤労者にも資産をという主張をあわせてすることが多いが日本ではなぜか少ない。

資産ベースの福祉政策の目的と効果

21世紀の資産ベースの福祉政策はイ

ギリスの保守系からでなく社民系から出ているだけに、資産所有の平等化を目指す資産ベースの福祉政策が一つの政策目的として重視されている。それだけなら新味はないが、資産ベースの福祉政策は、資産所有が心理的・社会的・経済的效果によって人々の行動自体を変化させると考え、その効果の実証も試み、実際の政策も導入されている。たとえば資産が少ない者はリスク回避的であり、近視眼的であり、資産選択でも収益性の高い有利な資産を選択しない。資産がないと健康や教育投資も十分できないし、社会的信用も影響力も違う。市場経済は経済活動の機会を均等にするというが、資産を持たないものは出発点において機会が均等でない。それゆえ所得や雇用にセーフティネットを備えるだけでは公正ではない。人々の潜在能力を発揮させ、競争の落伍者や社会的ハンディキャップを持つものを社会的に排除しないためには資産ベースの福祉政策が必要であると社民系の論者はいう。

福祉国家は所得とサービスベースの福祉政策を進めてきたが、フローベースの所得再分配型の福祉政策は経済効率や成長に悪影響を及ぼす。そこでイギリスの労働党政府は資産ベースの福祉政策に注目して 所得、サービス、教育と技術に並ぶ福祉政策の第四の柱として位置づけた。さらに『全国民に資産と貯蓄

を』（2001年）という小冊子も発行して、資産所有の心理的社会的効果を強調している。

資産ベースの不況対策も

フローベースの不況対策にもフローベースの福祉政策と同様にその効果と財政に限界がみられる。経済政策もフローの総需要拡大に依拠しすぎるフローベースの不況対策から資産ベースの不況対策へと重点を移すべき時である。金融・資産の自由化は資産市場の資産配分の最適化（効率化）を主目的とする。しかし、日本の金融資産は個人資産も年金資産も、リスク回避的で安全な低収益資産に相変わらず集中している。単に金融・資産の自由化を宣言しても資産は動かない。日本は護送船団方式に慣れて来たからこそ資産自由化を進めるためには政策的誘導が必要である。公共事業にさらに数兆円投ずるよりも、リスク回避型資産から投資に直結した資産への移動を促す資産ベースの経済・福祉政策に投ずるほうが経済活性化効果は大きいであろう。

『ライフデザインレポート』今月号の荒川論文は、資産ベースの福祉政策と関係深い個人資産問題を扱い、日本の個人金融資産はリスク回避的安全資産に偏っている理由を検討している。また、NOTESでは生活不安調査結果を紹介している。ともに資産ベースの経済・福祉政策を行うための基礎研究といえる。